特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
54	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

岩国市長

公表日

令和8年10月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法（平成9年法律第123号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者証、認定証又は負担割合証に関する事務 ・介護給付、予防給付及び市町村特別給付の支給に関する事務 ・要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・居宅介護サービス費等の額の特例介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務・介護保険給付の支払の一時差止に関する事務 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の賦課及び減免に関する事務 ・地域支援事業に関する事務 ・上記の事務に係る申請、請求又は届出の一部については、窓口及び郵送による受付のほか、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用したオンラインによる受付を行っている。 ・介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務
③システムの名称	介護保険システム、住記・税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、 サービス検索・電子申請機能、介護情報基盤

2. 特定個人情報ファイル名
資格管理ファイル、受給資格管理ファイル、認定支援ファイル、保険給付ファイル、賦課ファイル、収納ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、第19条第6号、別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ＜情報提供の根拠＞ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項 ＜情報照会の根拠＞ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131、132の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　高齢者支援課、健康医療部　保険年金課
②所属長の役職名	高齢者支援課長、保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岩国市　総務部　総務課 〒740-8585　山口県岩国市今津町14番51号 電話　0827-29-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岩国市　福祉部　高齢者支援課、健康医療部　保険年金課 〒740-8585　山口県岩国市今津町14番51号 電話　（高齢者支援課）0827-29-2511 （保険年金課）0827-29-5082
9. 規則第9条第2項の適用	**[　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[　　]接続しない（入手）　　[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	岩国市マイナンバー管理マニュアル、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインを遵守し、次のとおり取り扱いを徹底する。 ・マイナンバー取扱担当者を指定する。 ・取扱い担当者への研修を行う。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に確実なマスキング処理等を行い、複数人で確認する。	

9. 監査		
実施の有無	[　] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月23日	事務の概要	・被保険者証又は認定証に関する事務	・被保険者証、認定証、又は負担割合証に関する事務	事後	負担割合証に関する事務に個人番号を使用
平成28年2月23日	事務の概要	（追加による）	・地域支援事業に関する事務	事後	地域支援事業に関する事務に個人番号を使用
平成28年3月30日	評価実施機関における担当部署	健康福祉部　介護保険課、健康福祉部　保険年金課	健康福祉部　介護保険課、健康福祉部　保険年金課、健康福祉部　地域包括ケア推進課	事前	組織変更に伴う変更
平成28年3月30日	評価実施機関における担当部署課長	介護保険課長　森本聡子、保険年金課長　森川義雄	介護保険課長　森本聡子、保険年金課長　森川義雄、地域包括ケア推進課長　西川美智江	事前	組織変更に伴う変更
平成28年3月30日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	電話　（介護保険課）0827-29-2544 （保険年金課）0827-29-5082	電話　（介護保険課）0827-29-2544 （保険年金課）0827-29-5082 （地域包括ケア推進課）0827-29-2566	事前	組織変更に伴う変更
平成28年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 ＜情報提供の根拠＞ ・法別表第二の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（法別表第二主務省令）第2条 ・法別表第二の3項、法別表第二主務省令第3条 ・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第6条 ・法別表第二の26項、法別表第二主務省令第19条 ・法別表第二の42項、法別表第二主務省令第25条 ・法別表第二の56の2項、法別表第二主務省令第30条 ・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第32条 ・法別表第二の62項、法別表第二主務省令第33条 ・法別表第二の80項、法別表第二主務省令第43条	・番号法第19条第7号 ＜情報提供の根拠＞ ・法別表第二の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（法別表第二主務省令）第2条 ・法別表第二の3項、法別表第二主務省令第3条 ・法別表第二の5項、法別表第二主務省令第5条 ・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第6条 ・法別表第二の8項、法別表第二主務省令第7条※ ・法別表第二の11項、法別表第二主務省令第10条※ ・法別表第二の17項、法別表第二主務省令第12条の3※ ・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第15条 ・法別表第二の26項、法別表第二主務省令第19条 ・法別表第二の42項、法別表第二主務省令第25条 ・法別表第二の43項、法別表第二主務省令第25条の2 ・法別表第二の56の2項、法別表第二主務省令第30条 ・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第32条 ・法別表第二の62項、法別表第二主務省令第33条 ・法別表第二の80項、法別表第二主務省令第43条 ・法別表第二の81項、法別表第二主務省令第43条の2	事後	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による 変更後の記載※については事前

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	前ページのつづき	前ページ＜情報提供の根拠＞のつづき ・法別表第二の87項、法別表第二主務省令第44条 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の１項 ・法別表第二の４項 ・法別表第二の30項 ・法別表第二の33項 ・法別表第二の39項 ・法別表第二の58項 ・法別表第二の90項 ・法別表第二の95項 ・法別表第二の117項 ＜情報照会の根拠＞ ・法別表第二の93項、法別表第二主務省令第46条 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の95項	前ページ＜情報提供の根拠＞のつづき ・法別表第二の87項、法別表第二主務省令第44条 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の97項、法別表第二主務省令第49条 ・法別表第二の108項、法別表第二主務省令第55条※ ・法別表第二の109項、法別表第二主務省令第55条の２ ・法別表第二の１項 ・法別表第二の４項 ・法別表第二の30項 ・法別表第二の33項 ・法別表第二の39項 ・法別表第二の58項 ・法別表第二の90項 ・法別表第二の95項 ・法別表第二の117項 ＜情報照会の根拠＞ ・法別表第二の93項、法別表第二主務省令第46条 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の95項	事後	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による 変更後の記載※については事前
平成29年3月31日	評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部　介護保険課、健康福祉部　保険年金課、健康福祉部　地域包括ケア推進課	健康福祉部　介護保険課、健康福祉部　保険年金課、健康福祉部　高齢者支援課	事前	人事異動などに伴う変更
平成29年3月31日	評価実施機関における担当部署②所属長	介護保険課長　森本聡子、保険年金課長　森川義雄、地域包括ケア推進課長　西川美智江	介護保険課長　佐上和子、保険年金課長　西本博之、高齢者支援課長　児玉堅二	事前	人事異動などに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	岩国市　健康福祉部　介護保険課、保険年金課、地域包括ケア推進課 〒740-8585　山口県岩国市今津町14番51号 電話　（介護保険課）0827-29-2544 （保険年金課）0827-29-5082 （地域包括ケア推進課）0827-29-2566	岩国市　健康福祉部　介護保険課、保険年金課、高齢者支援課 〒740-8585　山口県岩国市今津町14番51号 電話　（介護保険課）0827-29-2544 （保険年金課）0827-29-5082 （高齢者支援課）0827-29-2566	事前	人事異動などに伴う変更
平成29年5月26日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 ＜情報提供の根拠＞ ・法別表第二の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（法別表第二主務省令）第2条 ・法別表第二の3項、法別表第二主務省令第3条 ・法別表第二の5項、法別表第二主務省令第5条 ・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第6条 ・法別表第二の8項、法別表第二主務省令第7条 ・法別表第二の11項、法別表第二主務省令第10条 ・法別表第二の17項、法別表第二主務省令第12条の3 ・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第15条 ・法別表第二の26項、法別表第二主務省令第19条 ・法別表第二の42項、法別表第二主務省令第25条 ・法別表第二の43項、法別表第二主務省令第25条の2 ・法別表第二の56の2項、法別表第二主務省令第30条	・番号法第19条第7号 ＜情報提供の根拠＞ ・法別表第二の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（法別表第二主務省令）第2条 ・法別表第二の3項、法別表第二主務省令第3条 ・法別表第二の5項、法別表第二主務省令第5条 ・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第6条 ・法別表第二の8項、法別表第二主務省令第7条 ・法別表第二の11項、法別表第二主務省令第10条 ・法別表第二の17項、法別表第二主務省令第12条の3 ・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第15条 ・法別表第二の26項、法別表第二主務省令第19条 ・法別表第二の33項、法別表第二主務省令第22条の2 ・法別表第二の39項、法別表第二主務省令第24条の2 ・法別表第二の42項、法別表第二主務省令第25条 ・法別表第二の43項、法別表第二主務省令第25条の2 ・法別表第二の56の2項、法別表第二主務省令第30条 ・法別表第二の58項、法別表第二主務省令第31条の2	事前	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月26日	前ページのつづき	前ページ＜情報提供の根拠＞のつづき ・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第32条 ・法別表第二の62項、法別表第二主務省令第33条 ・法別表第二の80項、法別表第二主務省令第43条 ・法別表第二の81項、法別表第二主務省令第43条の２ ・法別表第二の87項、法別表第二主務省令第44条 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の97項、法別表第二主務省令第49条 ・法別表第二の108項、法別表第二主務省令第55条 ・法別表第二の109項、法別表第二主務省令第55条の２ ・法別表第二の１項 ・法別表第二の４項 ・法別表第二の30項 ・法別表第二の33項 ・法別表第二の39項 ・法別表第二の58項 ・法別表第二の90項 ・法別表第二の95項 ・法別表第二の117項 ＜情報照会の根拠＞ ・法別表第二の93項、法別表第二主務省令第46条 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の95項	前ページ＜情報提供の根拠＞のつづき ・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第32条 ・法別表第二の62項、法別表第二主務省令第33条 ・法別表第二の80項、法別表第二主務省令第43条 ・法別表第二の81項、法別表第二主務省令第43条の２ ・法別表第二の87項、法別表第二主務省令第44条 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の97項、法別表第二主務省令第49条 ・法別表第二の108項、法別表第二主務省令第55条 ・法別表第二の109項、法別表第二主務省令第55条の２ ・法別表第二の120項、法別表第二主務省令第59条の３ ・法別表第二の１項 ・法別表第二の４項 ・法別表第二の30項 ・法別表第二の33項 ・法別表第二の39項 ・法別表第二の58項 ・法別表第二の90項 ・法別表第二の95項 ・法別表第二の117項 ＜情報照会の根拠＞ ・法別表第二の93項、法別表第二主務省令第46条 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の95項	事前	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正による
平成29年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年3月30日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長　佐上和子、保険年金課長　西本博之、高齢者支援課長　児玉堅二	介護保険課長　佐上和子、保険年金課長　志賀浩明、高齢者支援課長　児玉堅二	事前	平成30年４月１日付け人事異動に伴う変更
平成30年6月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成31年3月29日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長　佐上和子、保険年金課長　志賀浩明、高齢者支援課長　児玉堅二	介護保険課長、保険年金課長、高齢者支援課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	Ⅳ　リスク対策		Ⅳリスク対策の追加	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（法別表第二主務省令）第2条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第二主務省令」という。）第2条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法及び番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	介護保険法（平成９年法律第123号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	記載内容の見直しによるもの
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第９条第１項　別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）	番号法第９条第１項　別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）	事後	記載内容の見直しによるもの
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第７号	・番号法第19条第８号	事後	番号法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月29日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ＜情報提供の根拠＞ ・法別表第二の2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第二主務省令」という。）第2条 ・法別表第二の3項、法別表第二主務省令第3条 ・法別表第二の5項、法別表第二主務省令第5条 ・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第6条 ・法別表第二の8項、法別表第二主務省令第7条 ・法別表第二の11項、法別表第二主務省令第10条 ・法別表第二の17項、法別表第二主務省令第12条の3 ・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第15条 ・法別表第二の26項、法別表第二主務省令第19条 ・法別表第二の33項、法別表第二主務省令第22条の2 ・法別表第二の39項、法別表第二主務省令第24条の2 ・法別表第二の42項、法別表第二主務省令第25条 ・法別表第二の43項、法別表第二主務省令第25条の2 ・法別表第二の56の2項、法別表第二主務省令第30条 ・法別表第二の58項、法別表第二主務省令第31条の2	・番号法第19条第8号 ＜情報提供の根拠＞ ・法別表第二の1項 ・法別表第二の2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第二主務省令」という。）第2条 ・法別表第二の3項、法別表第二主務省令第3条 ・法別表第二の4項 ・法別表第二の5項、法別表第二主務省令第5条 ・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第6条 ・法別表第二の8項、法別表第二主務省令第7条 ・法別表第二の11項、法別表第二主務省令第10条 ・法別表第二の17項、法別表第二主務省令第12条の3 ・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第15条 ・法別表第二の26項、法別表第二主務省令第19条 ・法別表第二の30項 ・法別表第二の33項、法別表第二主務省令第22条の2 ・法別表第二の39項、法別表第二主務省令第24条の2 ・法別表第二の42項、法別表第二主務省令第25条 ・法別表第二の43項、法別表第二主務省令第25条の2	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月29日	前ページのつづき	前ページ＜情報提供の根拠＞のつづき ・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第32条 ・法別表第二の62項、法別表第二主務省令第33条 ・法別表第二の80項、法別表第二主務省令第43条 ・法別表第二の81項、法別表第二主務省令第43条の２ ・法別表第二の87項、法別表第二主務省令第44条 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の97項、法別表第二主務省令第49条 ・法別表第二の108項、法別表第二主務省令第55条 ・法別表第二の109項、法別表第二主務省令第55条の２ ・法別表第二の120項、法別表第二主務省令第59条の３ ・法別表第二の１項 ・法別表第二の４項 ・法別表第二の30項 ・法別表第二の33項 ・法別表第二の39項 ・法別表第二の58項 ・法別表第二の90項 ・法別表第二の95項 ・法別表第二の117項	前ページ＜情報提供の根拠＞のつづき ・法別表第二の56の２項、法別表第二主務省令第30条 ・法別表第二の58項、法別表第二主務省令第31条の２の２ ・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第32条 ・法別表第二の62項、法別表第二主務省令第33条 ・法別表第二の80項、法別表第二主務省令第43条 ・法別表第二の81項、法別表第二主務省令第43条の２ ・法別表第二の87項、法別表第二主務省令第44条 ・法別表第二の90項、法別表第二主務省令第44条の４ ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の95項 ・法別表第二の97項、法別表第二主務省令第49条 ・法別表第二の108項、法別表第二主務省令第55条 ・法別表第二の109項、法別表第二主務省令第55条の２ ・法別表第二の117項 ・法別表第二の120項、法別表第二主務省令第59条の３	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月29日	前ページのつづき	前ページ＜情報提供の根拠＞のつづき ＜情報照会の根拠＞ ・法別表第二の93項、法別表第二主務省令第46条 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の95項	前ページ＜情報提供の根拠＞のつづき ＜情報照会の根拠＞ ・法別表第二の93項、法別表第二主務省令第46条 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の95項	事後	記載内容の見直しによるもの
令和4年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部　介護保険課、健康福祉部　保険年金課、健康福祉部　高齢者支援課	福祉部　高齢者支援課、健康医療部　保険年金課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	介護保険課長、保険年金課長、高齢者支援課長	高齢者支援課長、保険年金課長	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	岩国市　健康福祉部　介護保険課、保険年金課、高齢者支援課 〒740-8585　山口県岩国市今津町14番51号 電話　（介護保険課）0827-29-2544 （保険年金課）0827-29-5082 （高齢者支援課）0827-29-2566	岩国市　福祉部　高齢者支援課、健康医療部　保険年金課 〒740-8585　山口県岩国市今津町14番51号 電話　（高齢者支援課）0827-29-2511 （保険年金課）0827-29-5082	事後	組織見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）	番号法第9条第1項　別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）	事後	番号法の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ ・法別表第二の1項 ・法別表第二の2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第二主務省令」という。）第2条 ・法別表第二の3項、法別表第二主務省令第3条 ・法別表第二の4項 ・法別表第二の5項、法別表第二主務省令第5条 ・法別表第二の6項、法別表第二主務省令第6条 ・法別表第二の8項、法別表第二主務省令第7条 ・法別表第二の11項、法別表第二主務省令第10条 ・法別表第二の17項、法別表第二主務省令第12条の3 ・法別表第二の22項、法別表第二主務省令第15条 ・法別表第二の26項、法別表第二主務省令第19条 ・法別表第二の30項 ・法別表第二の33項、法別表第二主務省令第22条の2 ・法別表第二の39項、法別表第二主務省令第24条の2 ・法別表第二の42項、法別表第二主務省令第25条 ・法別表第二の43項、法別表第二主務省令第25条の2 ・法別表第二の56の2項、法別表第二主務省令第30条	・番号法第19条第8号 ＜情報提供の根拠＞ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、158、161の項 ＜情報照会の根拠＞ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131、132の項	事後	番号法の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	前ページのつづき	前ページ＜情報提供の根拠＞のつづき ・法別表第二の58項、法別表第二主務省令第31条の2の2 ・法別表第二の61項、法別表第二主務省令第32条 ・法別表第二の62項、法別表第二主務省令第33条 ・法別表第二の80項、法別表第二主務省令第43条 ・法別表第二の81項、法別表第二主務省令第43条の2 ・法別表第二の87項、法別表第二主務省令第44条 ・法別表第二の90項、法別表第二主務省令第44条の4 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の95項 ・法別表第二の97項、法別表第二主務省令第49条 ・法別表第二の108項、法別表第二主務省令第55条 ・法別表第二の109項、法別表第二主務省令第55条の2 ・法別表第二の117項 ・法別表第二の120項、法別表第二主務省令第59条の3 ＜情報照会の根拠＞ ・法別表第二の93項、法別表第二主務省令第46条 ・法別表第二の94項、法別表第二主務省令第47条 ・法別表第二の95項		事後	番号法の改正による変更
令和6年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅳ　リスク対策 8. 人手を介入させる作業		十分である 判断の根拠：岩国市マイナンバー管理マニュアル、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインを遵守し、次のとおり取り扱いを徹底する。 ・マイナンバー取扱担当者を指定する。 ・取扱い担当者への研修を行う。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に確実なマスキング処理等を行い、複数人で確認する。	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月26日	Ⅳ　リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である 判断の根拠：ユーザ認証の管理を行っている。	事後	様式の変更によるもの
令和7年6月27日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ＜情報提供の根拠＞ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、158、161の項 ＜情報照会の根拠＞ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131、132の項	・番号法第19条第8号 ＜情報提供の根拠＞ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項 ＜情報照会の根拠＞ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表131、132の項	事後	内容の見直しによる
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法（平成9年法律第123号）～（略）～に関する事務	介護保険法（平成9年法律第123号）～（略）～に関する事務 ・上記の事務に係る申請、請求又は届出の一部については、窓口及び郵送による受付のほか、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用したオンラインによる受付を行っている。	事後	マイナポータルのサービス検索・電子申請機能の利用開始に合わせた変更
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、住記・税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	介護保険システム、住記・税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、介護情報基盤、サービス検索・電子申請機能	事後	マイナポータルのサービス検索・電子申請機能の利用開始に合わせた変更
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象者数 いつ時点の計数か	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法（平成9年法律第123号）～（略）～に関する事務 ・上記の事務に係る申請、請求又は届出の一部については、窓口及び郵送による受付のほか、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用したオンラインによる受付を行っている。	介護保険法（平成9年法律第123号）～（略）～に関する事務 ・上記の事務に係る申請、請求又は届出の一部については、窓口及び郵送による受付のほか、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用したオンラインによる受付を行っている。 ・介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務	事前	介護情報基盤の利用開始に合わせた変更
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、住記・税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	介護保険システム、住記・税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、介護情報基盤	事前	介護情報基盤の利用開始に合わせた変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）	番号法第9条第1項、第19条第6号、別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）	事前	介護情報基盤の利用開始に合わせた変更